

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 5月22日(月)

## 今週のことば

### デジタル・バンク・ラン

米銀行の一連の経営破綻で問題となったデジタル時代の取り付け騒ぎのこと。SNSなどで信用不安が急速に広がり、ネットを通じて瞬時に大量の預金が出た。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/22(月) 赤口
23(火) 先勝
24(水) 友引
25(木) 先負
26(金) 仏滅
27(土) 大安 カンヌ国際映画祭授賞式
28(日) 赤口 テニス・全仏オープン、競馬・日本ダービー

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/15(月)	29,626 △238	135.95 ▼1.10
16(火)	29,843 △217	135.79 △0.16
17(水)	30,094 △251	136.98 ▼1.19
18(木)	30,574 △480	137.81 ▼0.83
19(金)	30,808 △234	138.11 ▼0.30

## 来月から施行される改正消費者契約法

消費者契約法は、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）について消費者を保護するための民事ルールを定めた法律で、すべての消費者契約に適用されます。本年6月から同法が改正され、不当な勧誘による契約の取消権や無効となる契約条項の追加などが行われます。

### ◆ 不当な勧誘による契約の取消権を追加

消費者契約法では、事業者が一定の不当な勧誘を行い締結された契約の場合、消費者はその契約を後から取り消すことができるとされています。例えば、重要事項について事実と異なる説明をした場合や、不利な情報を故意又は重大な過失により告げなかった場合、通常必要とされる分量を著しく超えることを知りながら勧誘した場合などが不当な勧誘に該当し、契約の取消事由になります。

改正によって不当な勧誘行為に、\* 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ連れて行き、勧誘した場合、\* 第三者に契約の相談を行うことを威迫する言動を交えて妨げた場合、などが追加されます。

### ◆ 免責の範囲が不明確な契約条項は無効に

また、同法では無効となる不当な契約条項（損害賠償責任の全部を免除する条項や一切のキャンセルなどを認めない条項など）について規定しています。

改正によって、損害賠償責任の一部免除条項で「法令に反しない限り」など免責の範囲が不明確なものは無効となりました（軽過失の場合に限り適用されることを明確にしていれば有効）。

このほか、事業者に対する努力義務として、契約の解除権行使に必要な情報提供や解約料の算定根拠の説明などが加えられています。

■この記事の詳細は、情報BOX201519

## インボイス制度の実施に関連した注意事例

本年10月からインボイス制度が実施されますが、課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、制度実施後6年間は一定の範囲で仕入税額控除が認められる経過措置が設けられています。

公正取引委員会によると、経過措置があるにもかかわらず、発注事業者が取引先の免税事業者に対して制度実施後も課税事業者に転換しない場合は、消費税相当額を取引価格から引下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例が複数確認されたことから、独占禁止法違反行為の未然防止のため注意が行われました。

このような事例は、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあるとしています。

## 住民税決定通知書で控除額を確認

個人住民税は、前年の1～12月までの所得金額に基づき税額が算出され、毎年5～6月に住民税決定通知書が届きます。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、住民税が減額される形で控除が行われています（ワンストップ特例適用者は所得税控除分を含めた控除額の全額を住民税から控除）。

住民税決定通知書に記載されている税額控除額に間違いがないかを確認しましょう。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和5年6月から施行される「改正消費者契約法」の概要

## ◆概要

・消費者契約法は、個人である消費者※と事業者との間で締結される消費者契約について、消費者を不当な勧誘や契約から守るために民事ルールとして、制定された法律です。

※事業として、又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。

・同法では、消費者契約について不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定しており、すべての消費者契約が適用の対象となります。

・令和4年5月に成立した改正により、不当な勧誘による契約の取消や無効となる不当な契約条項の範囲の拡大、事業者の努力義務の拡充が行われ、令和5年6月1日に施行されます。

## ◆不当な勧誘による契約の取消権

事業者が消費者を誤認させたり、困惑させたりする不当な勧誘をして契約を締結した場合、消費者はその契約を後から取り消すことができます。

この取消権は、追認をすることができるときから1年間（靈感商法等の場合は3年間）、契約したときから5年間（靈感商法等の場合は10年間）、行使することができます。

不当な勧誘については、①重要事項について事実と異なる説明をした場合（不実告知）、②将来における変動が不確実な事項について、確実であると告げた場合（断定的判断の提供）、③重要事項について不利益となる事実を故意又は重大な過失により告げなかった場合（不利益事実の不告知）、④消費者の自宅などに事業者が強引に居座った場合（不退去）、⑤販売店などで強引に引き留めた場合（退去妨害）、⑥就職セミナー商法等（不安をあおる告知）、⑦デート商法等（好意の感情の不当な利用）、⑧判断力が著しく低下した高齢者等の不安をあおった場合（判断力の低下の不当な利用）、⑨靈感商法等（靈感等による知見を用いた告知）、⑩契約前なのに強引に代金を請求する等（契約締結前に債務の内容を実施等）、⑪通常の分量を著しく超えることを知りながら勧誘した場合（過量契約）が該当する行為となります。

## 【改正により追加される不当な勧誘行為】

・勧誘することを告げずに、消費者を任意に退去することが困難な場所に同行し、その場所において勧誘をした場合

・威迫する言動を交えて、消費者が契約について第三者に相談の連絡を行うことを妨げた場合

・契約の目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合（上記⑩の行為に追加）

## ◆不当な契約条項の無効

契約の中に、消費者の利益を一方的に害する以下のような条項が入っている場合、その条項の全部又は一部が無効となります。

①事業者の損害賠償責任を免除する条項（損害賠償責任の全部を免除する条項や事業者の故意または重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項、事業者が責任の有無や限度を自ら決定する条項）

②消費者はいかなる理由でもキャンセルできないとする条項（消費者の解除権を放棄させる条項や事業者が消費者の解除権の有無を自ら決定する条項）

③成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項（消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項）

④平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項（キャンセル料のうち、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6パーセントを超える部分についての条項）

⑤消費者の利益を一方的に害する条項（任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限しまたは義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの）

## 【改正により追加される無効となる契約条項】

事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項で、「法律上許される限り」等の免責の範囲が不明確なもの（軽過失がある場合のみ適用されることを明らかにしていないもの）は無効となります。

例えば、「当社は、法律上許される限り1万円を限度として損害賠償責任を負います。」は無効となりますが、「当社は、軽過失の場合には1万円を限度として損害賠償責任を負います。」は有効な条項となります。

## ◆改正による事業者の努力義務の拡充

事業者は消費者から求められたら解除権の行使に必要な情報を提供することや、解約料を請求する際に解約料の算定根拠の概要を説明することなどが努力義務となります。